

【別紙2】

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 又は第4号による随意契約の締結状況

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく随意契約の締結状況について、守口市契約規則第15条第2項の規定により、次のとおり公表します。

担当課	契約の内容（契約名称）	契約締結日	契約金額（円）	契約の相手方氏名又は名称	随意契約によることとした理由
都市・交通計画課	放置自転車等の街頭指導及び啓発等の業務委託	令和7年10月1日	1,494円（1業務あたり）	公益社団法人守口市シルバーパートナーネットワーク 理事長 川部 政彦	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定するシルバーパートナーネットワークであり、本業務の履行が可能であるため。